

## 所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和8年2月3日

福岡法務局久留米支局 登記官 檀美都子

記

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
2904-2025-0023	久留米市北野町金島字古賀2100・2101番合併
2904-2025-0024	久留米市北野町金島字大堀2123番
2904-2025-0060	久留米市北野町金島字白高田2245番3
2904-2025-0087	久留米市城島町江上字千代島屋敷362番17